

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：令和元年12月3日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く。)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く。)、静ヶ沢町(ナラタケを除く。)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町	
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 ----- 仙台市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬崎町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町	
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)、及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。及び同県内の北上川(支流を含む。))
肉	イノシシ肉	全域
	クマ肉	全域
	シカ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマ肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ----- ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	高萩市、北茨城市、城里町
水産物	アメリカナズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：令和元年12月3日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町	
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。)*1	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)*1	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉淵村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)、及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。))並びに手賀川(支流を含む。))
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

*1 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：令和元年12月3日現在

食品名	出荷制限
ウサギ(ごみ)	H28.8.2→：福島県、奥新町
	H28.8.11→：福島県、伊達市、飯沼町、三和町
	H28.8.15→：福島県、川内町
	H28.8.17→：伊達市、吉野町
	H28.8.19→：二本松市、大玉村
	H28.8.20→：郡山市
	H28.8.14→：福島県、喜茂川町
	H28.8.19→：福島県、川内町
ウサギ(野生のものに限る。)	H28.4.28→H29.1.19解除 全津原町
	H27.8.20→：南相馬市
	H28.8.2→：福島県、二本松市
	H28.8.7→：郡山市、白河市、喜多方市、会津坂下町、会津町、飯沼町
コシアブラ	H28.8.6→：福島県、福島市、本郷町、会津町、下郷町、川原町、川内町
	H28.8.14→：福島県、いわき市、川崎町、定例町、天栄町
	H28.8.17→：福島県、喜茂川町
	H28.8.7→：福島県、本郷町
	H28.8.14→：福島県、喜茂川町
	H28.8.15→：福島県、川内町
	H28.8.22→：福島県、川内町
	H28.8.28→：福島県、喜茂川町
	H28.8.29→：福島県、伊達市、天栄町、会津坂下町、喜田村、幸田村、中島村
	H28.8.29→：三春町
	H28.8.30→：福島県、飯石町
H28.8.1→：会津町	
H28.8.18→：福島県、本郷町	
H28.8.18→：福島県、飯石町	
H28.8.18→：福島県、本郷町	
コシアブラ(野生のものに限る。)	H28.4.29→：飯沼町
	H28.8.9→：飯沼町
	H28.8.2→：いわき市、二本松市
	H28.8.18→：福島市
ゼンマイ	H28.8.1→：南相馬市
	H28.8.14→：南相馬市、喜茂川町
	H28.8.18→：喜茂川町
	H28.8.20→：川内町
	H28.8.19→：福島県、川内町
	H27.8.11→：伊達市
ゼンマイ(野生のものに限る。)	H28.1.14→：飯沼町、大玉村
	H28.8.24→：喜茂川町、川内町
ウツメシソウ(野生のものに限る。)	H28.8.11→：いわき市、福島市、伊達市、奥新町
	H28.8.2→：福島市
	H28.8.7→：郡山市、白河市、須賀川市、喜茂川町
	H28.8.18→：大玉村、喜茂川町
	H28.8.19→：川内町
	H28.8.24→：南相馬市
タナゴ(野生のものに限る。)	H28.8.14→：福島県、喜茂川町、喜茂川町
	H28.8.18→：二本松市、喜茂川町
	H28.8.20→：川内町
	H28.8.29→：福島県、南相馬市
	H28.8.1→：福島市
	H28.8.10→：伊達市
	H28.8.14→：喜茂川町
	H28.8.19→：福島県、喜茂川町
	H28.8.29→：福島県、川内町
	H27.8.11→：伊達市
	H27.8.28→：福島県、喜茂川町
フキ(野生のものに限る。)	H28.8.18→：天栄町
	H28.8.19→：天栄町
	H28.8.8→：福島市、川崎町、福島市、定例町
	H28.8.9→：福島市
	H28.8.11→：喜茂川町、喜茂川町
	H28.1.20→：喜茂川町
フキ(ウツメシソウ(野生のものに限る。))	H28.4.8→H31.2.27解除 田中町
	H28.8.18→：福島市、喜茂川町
	H28.8.11→：喜茂川町、喜茂川町
	H27.8.28→：福島県、喜茂川町
	H28.1.20→：喜茂川町
	H28.8.10→：伊達市
	H28.8.14→：喜茂川町
	H28.8.19→：福島県、喜茂川町
	H28.8.18→：天栄町
	H28.8.8→：福島市、川崎町、福島市、定例町
	H28.8.9→：福島市
ワラビ	H28.8.10→H28.8.17→解除 川内町(農場をえるワラビは出荷制限の対象から除外。)
	H28.8.17→：川内町
	H28.8.17→H28.8.29→解除 喜多方市(農場をえるワラビは出荷制限の対象から除外。)
	H28.8.29→：福島市
	H28.8.29→：福島市
	H28.8.29→：福島市
	H28.8.29→：福島市
	H28.8.29→：福島市
	H28.8.14→：二本松市
	H28.8.14→：飯沼町
ワラビ(野生のものに限る。)	H28.8.14→：飯沼町
	H28.8.14→：飯沼町
	H28.8.14→：飯沼町
	H28.8.14→：飯沼町
	H28.8.14→：飯沼町
	H28.8.14→：飯沼町
	H28.8.14→：飯沼町
ウメ	H28.8.9→H29.1.19解除 福島市、伊達市、奥新町
	H28.8.9→H29.1.19解除 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字松原、原町区高倉字豊林、原町区高倉字七曲、原町区高倉字若木、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栄田、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H28.8.8→H29.1.21解除 飯沼町
ユズ	H28.8.8→H28.11.17解除 相馬市
	H28.8.29→：南相馬市(平成24年6月30日付け指示に基づき指定された除染区域に限り。)
	H28.1.10→H27.1.29解除 LVP:さき市
クリ	H28.10.14→H29.2.17解除 奥新町
	H28.10.14→H29.2.17解除 伊達市
	H28.8.29→H29.2.17解除 伊達市(平成24年3月30日付け指示により指定された除染区域を除く区域に限る。)
キウイフルーツ	H28.8.29→：伊達市、南相馬市
	H28.8.29→H27.12.23解除 二本松市
	H28.10.12→H28.11.17解除 LVP:さき市
	H28.12.29→：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち平成24年6月30日付け指示に基づき指定された除染区域に限り。)
小豆	H23.12.9→H25.12.25解除 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字松原、原町区高倉字豊林、原町区高倉字七曲、原町区高倉字若木、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栄田、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.12.9→H30.12.13解除 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字松原、原町区高倉字豊林、原町区高倉字七曲、原町区高倉字若木、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栄田、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年2月26日付け指示により指定された除染区域を除く区域に限る。)
	H25.1.4→H29.1.31解除 福島市(旧大生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	H27.10.23解除 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	H27.10.23解除 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)
	H28.1.4→H28.3.13一部解除 郡山市(旧森野村の区域に限る。)
	H28.10.7解除 二本松市(旧小浜町及び旧津川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)
	H28.1.4→H28.3.9一部解除 奥新町(旧伊達崎村の区域に限る。)
	H28.10.7解除 福島市(旧伊達崎村の区域に限る。)
	H28.2.18→H28.7.10一部解除 福島市(旧立山村の区域に限る。)
	H27.10.23解除 福島市(旧立山村の区域に限る。)
	H28.3.5→H28.7.10一部解除 福島市(旧佐倉及び旧水保の区域に限る。)
	H28.10.23解除 福島市(旧佐倉及び旧水保の区域に限る。)
	H28.1.4→H28.3.13一部解除 伊達市(旧榎木村及び旧富野村の区域に限る。)
	H28.10.23解除 福島市(旧野田村及び旧甲野村の区域に限る。)
	H28.1.4→H28.3.13一部解除 本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)
H28.12.18→H27.8.23一部解除 南相馬市(旧太田村の区域に限る。)	
H27.10.23解除 本宮市(旧白岩村に限る。)	
H28.12.17→H28.3.25解除 大玉村(旧大山村に限る。)	
緑茶(平成23年度)	H28.11.17→：福島県(郡小幡村の区域に限る。)
	H28.11.28→：伊達市(郡小幡村及び旧伊達町の区域に限る。)
	H28.12.28→：福島県(南相馬市の区域に限る。)
	H28.12.29→：二本松市(伊達町の区域に限る。)
	H28.12.28→：伊達市(飯沼町及び南相馬市の区域に限る。)
H28.12.18→：伊達市(南相馬市の区域に限る。)	
H28.12.18→：伊達市(南相馬市の区域に限る。)	
H28.12.18→：伊達市(南相馬市の区域に限る。)	
H28.12.18→：伊達市(南相馬市の区域に限る。)	
H28.12.18→：伊達市(南相馬市の区域に限る。)	
H28.12.18→：伊達市(南相馬市の区域に限る。)	
H28.12.18→：伊達市(南相馬市の区域に限る。)	

※「解除済」の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：令和元年12月3日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：牛蒡(青森県) (水戸川、大川、大田川、大田川、大田川を除く。)、麗土(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
		H24.10.28～H24.11.7期間：牛蒡(青森県) (大川、大田川を除く。)
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31期間：青森県東津軽郡灯台と北海道函館市岬町山崎台とを結ぶ、同線の中心点の正東の線、北海道入り町岬町岬町山崎台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森県半島界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
		H24.8.21～：一戸町、奥州野田(下野の地域を除く。)
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31期間：岩手県東津軽郡灯台と北海道函館市岬町山崎台とを結ぶ、同線の中心点の正東の線、北海道入り町岬町岬町山崎台の正南の線、最大高潮時海岸線と岩手県半島界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
宮城県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31期間：宮城県東津軽郡灯台と北海道函館市岬町山崎台とを結ぶ、同線の中心点の正東の線、北海道入り町岬町岬町山崎台の正南の線、最大高潮時海岸線と宮城県半島界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
		H24.8.11～：丸森町(下野の地域を除く。)
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31期間：宮城県東津軽郡灯台と北海道函館市岬町山崎台とを結ぶ、同線の中心点の正東の線、北海道入り町岬町岬町山崎台の正南の線、最大高潮時海岸線と宮城県半島界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域

※「」の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：令和元年12月3日現在

Table with columns for Prefecture (山形県, 福島県, etc.), Product Category (産地, etc.), and Specific Product/Restriction Details. The table lists various food items and their corresponding administrative codes and restriction types.

※()の部分は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：令和元年12月3日現在

熊本県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.10～H25.1.23解除：熊本県内の養魚漁場のうち日光市足尾町内の区画(実況を含む。ただし、度津川との合流点から下流の部分に限る。) H24.10～H25.2.26解除：糸島川(実況を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.29～H24.12.7解除：熊本県内の養魚漁場のうち日光市足尾町内の区画(実況を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除：大津川(実況を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)	
	ウナギ	H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(実況を含む。)	
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除：全県 ～H31.3.28解除	
	イノシシの肉	H24.11.8～H24.11.9解除：全県(道の定がある際、陸揚方式に基づく管理された区画に限る。) H23.11.8～H23.11.9解除：全県	
シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解除：熊本市 H23.6.2～H23.3.28解除：大田原市 H23.6.2～H23.5.11解除：藤原市		
その他	茶		
群馬県		出荷制限	
農産物	肉のシシトフ	H23.3.21～4.8解除：全県 H23.3.21～4.8解除：全県	
	かぼちゃ	H24.8.28～H24.8.28解除：東田原市、東田原町、東田原町、東田原町	
	ネコノ目(野生のものに限る。)	H24.10.19～H24.10.19解除：新井町 H24.10.19～H24.10.19解除：新井町 H24.11.19～H24.11.19解除：新井町	
	シシタマ(野生のものに限る。)	H24.6.7～H24.6.7解除：新井町(群馬県内に限る。)、新井町(群馬県内に限る。)、新井町(群馬県内に限る。)、みどり町(群馬県新井町に限る。)、下仁田町、中之条町、高橋町、東田原町、みさかみ町、高橋村、片島村及び川原村 H24.6.7～H24.6.7解除：新井町(群馬県内に限る。)、新井町(群馬県内に限る。)、新井町(群馬県内に限る。)、みどり町(群馬県新井町に限る。)、新井町、中之条町(群馬県内に限る。))及び川原村 H24.6.7～H24.6.7解除：新井町(群馬県内に限る。)、新井町(群馬県内に限る。)	
たらま(野生のものに限る。)	H24.6.27～H24.6.27解除：新井町(群馬県内に限る。)		
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.21解除：新井町(実況を含む。) H24.4.27～H24.5.25解除：小中川(実況を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.8～H24.4.8解除：新井町(実況を含む。)	
	イノシシの肉	H24.10.19～H24.10.19解除：全県 H24.11.14～H24.11.14解除：全県	
	シカの肉	H24.11.29～H24.11.29解除：全県 H24.11.29～H24.11.29解除：全県	
肉	マトロリの肉		
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除：新井町 H23.6.30～H23.6.28解除：新井町	
埼玉県		出荷制限	
農産物	ネコノ目(野生のものに限る。)	H24.10.19～H24.10.19解除：新井町 H24.10.19～H24.10.19解除：新井町 H24.11.19～H24.11.19解除：新井町	
千葉県		出荷制限	
農産物	肉のシシトフ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除：旭市 H23.4.4～4.22解除：旭市 H23.4.4～4.22解除：旭市	
	リンゴ、アップル(リンゴ、アップル)		
	バナナ	H23.4.4～4.22解除：旭市 H23.4.4～4.22解除：旭市	
	モルengi	H24.4.5～H25.10.22解除：市原市、木更津市 H24.4.6～H24.11.16解除：安房郡 H24.4.6～H24.9.21解除：安房郡 H24.4.11～H27.1.22解除：旭市、白井市 H24.4.11～H25.10.22解除：八戸市 H24.4.12～H25.10.22解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.22解除：三山町	
	ネコノ目	H24.11.19～H24.11.19解除：新井町 H24.10.19～H24.10.19解除：新井町 H24.11.19～H24.11.19解除：新井町	
	原木シシトフ(露地栽培)	H24.12.22～H24.10.16解除：新井町 H24.8.28～H24.8.28解除：新井町 H24.8.28～H24.8.28解除：新井町 H24.8.28～H24.8.28解除：新井町	
原木シシトフ(施設栽培)	H24.11.14～H24.11.14解除：新井町 H24.11.14～H24.11.14解除：新井町 H24.11.14～H24.11.14解除：新井町		
水産物	シシトフ	H24.7.7～H24.7.7解除：新井町(実況を含む。)、新井町(実況を含む。)	
肉	マトロリの肉	H24.11.12～H24.11.12解除：全県(道の定がある際、陸揚方式に基づく管理された区画に限る。) H24.11.12～H24.11.12解除：全県(道の定がある際、陸揚方式に基づく管理された区画に限る。)	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除：新井町 H23.6.30～H24.5.28解除：新井町 H23.6.30～H24.5.28解除：新井町 H23.6.30～H24.5.28解除：新井町	
神奈川県		出荷制限	
その他	茶	H23.6.2～8.28解除：西沢橋町 H23.6.23～8.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：栗川町、渡川村 H23.6.2～10.28解除：箱根町 H23.6.23～10.28解除：甲府市 H23.6.2～11.11解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：東海町	
新潟県		出荷制限	
農産物	コメ(野生のものに限る。)	H24.8.8～H24.8.8解除：新井町 H24.8.8～H24.8.8解除：新井町 H24.11.19～H24.11.19解除：新井町	
肉	マトロリの肉	H24.11.19～H24.11.19解除：新井町	
山梨県		出荷制限	
農産物	ネコノ目(野生のものに限る。)	H24.10.19～H24.10.19解除：新井町 H24.10.19～H24.10.19解除：新井町 H24.11.19～H24.11.19解除：新井町	
長野県		出荷制限	
農産物	ネコノ目(野生のものに限る。)	H24.8.28～H24.8.28解除：新井町 H24.10.19～H24.10.19解除：新井町 H24.11.19～H24.11.19解除：新井町 H24.11.19～H24.11.19解除：新井町	
	コメ	H24.10.11～H27.11.20解除：佐久市(マツタケに限る。)	
	シシトフ	H24.10.21～H24.10.21解除：佐久市 H24.10.21～H27.11.20解除：佐久市(マツタケに限る。)	
	コメ	H24.10.21～H27.11.20解除：佐久市 H24.10.21～H27.11.20解除：佐久市 H24.10.21～H27.11.20解除：佐久市	
	肉	シシトフ	H24.11.7～H24.11.7解除：新井町(道の定がある際、陸揚方式に基づく管理された区画に限る。)
	その他	茶	H24.11.8～H24.11.8解除：新井町

※〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：令和元年12月3日現在

福島県	摂取制限
非結球性野菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外。
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鼓川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
結球性野菜類(キャベツ等)	<p>H23.3.23～ 下記の地域以外。</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鼓川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外。
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鼓川村)
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
原木シタケ(露地)	H23.4.13～： 飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.9～： 棚倉町(※賞味期限内の野生キノコに限る)
	H23.9.15～： いわき市、棚倉町
	H23.9.20～： 南相馬市
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域 H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)
肉 イノシシの肉	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ の箇所は摂取制限の対象